

## 学校における働き方改革推進のための基本方針【概要】

長野県教育委員会

### 【目標】

すべての公立小中学校、すべての授業で、質の高い授業を実現するために、学校と教員が担うべき業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、長時間勤務という働き方を改善します。

	直ちに取り組むこと	中期的な取組（3～5年）
(1) 業務の削減 業務の分業化、 協業化	①会議の精選と効率化を推進し、出張件数を縮減 ②各種調査の精選と簡素化を推進し、事務処理の時間を縮減 ③専門スタッフ（部活動指導員、スクールサポートスタッフなど）を活用した分業化体制の構築 ④信州型コミュニティスクールの仕組みを活用した協業化体制の構築	⑤給食費などの学校徴収金会計業務の負担軽減の取組を支援 ⑥総合型地域スポーツクラブの設立や部活動の学校合同チームによる練習環境の整備、地域の指導者の育成など、地域の取組を支援
(2) 業務の効率化、 合理化	⑦統合型校務支援システムの標準的な仕様の検討	⑧全県で共通した仕様の統合型校務支援システムの導入 ⑨ICTの活用による教員の事務的な業務の効率化と合理化を検証結果に基づいて推進
(3) 勤務時間を意識 した働き方	⑩ICTやタイムカードなどを用いて、年間を通して、全教員の勤務時間を適正に把握 ⑪「勤務時間の割振り」の着実な運用 ⑫「長野県中学生期のスポーツ活動指針」の活動基準に沿った運用の徹底 ※平日に1日、土日に1日の休養日設定 朝の部活動は行わない 平日の総活動時間は2時間程度 休日の練習は、午前午後にわたらない	⑬教員が教材等を開発、共有できるシステムを構築し、勤務時間が縮減しても質の高い授業が行える環境を整備 ⑭指導主事が各学校の日々の授業づくりを支援
(4) 学校の業務改善 への支援	⑮主幹指導主事が各学校の実態に応じて業務改善を支援 ※教員の時間外勤務時間が年間を通して1ヵ月45時間以下、年間で最も忙しい時期であっても1ヵ月80時間以下に	⑯学校の多忙化の要因となる業務を引き続き分析するとともに、国の定数改善などの動向を注視しつつ、人的支援等に取り組む
(5) 全県で一斉に 取り組むこと	⑰時間外の一定時刻以降の電話には、留守番電話等で対応 ⑱長期休業期間においては、一定期間の学校閉庁日を設定 ⑲長期休業期間中の働き方については、テレワークによる勤務などを研究し、実施 ⑳月2回以上の「教職員定時退勤日」を、すべての学校で設定し、実施	

平成29年11月15日策定